

別冊資料 2

佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

議事 3 第 6 期における

地域支援事業について

案件 1 及び 3

平成 29 年 3 月 29 日

佐嘉神社記念館 3 階

目 次

	頁
議事 3 第 6 期における地域支援事業について	
1 介護予防ケアマネジメントの委託予定業者	1
(案件 1 第 6 期における介護予防・日常生活支援総合事業 3 「介護予防・生活支援サービス事業」の実施)	
3 平成 28 年度運営方針との対照表	18
(案件 3 地域包括支援センターの運営基準)	

1 介護予防ケアマネジメントの委託予定業者

【佐賀市】

1. 佐賀市地域包括支援センター

設置者：佐賀市

1	ケアマネジメント花みずき
2	居宅介護支援事業所花みずき
3	かほるケアサービス
4	居宅介護支援事業所ありんこ
5	医療法人杏仁会ケアセンターANZU（あんず）
6	居宅介護支援事業所スマイル
7	セントケア九州 セントケア佐賀
8	セントケア佐賀
9	ナイスランド北方 ケアマネジメントサービス杏の樹
10	ニチイケアセンターさが
11	居宅介護支援ながせ
12	ケアサポートみずがえ
13	居宅介護支援事業所紀水苑
14	居宅介護支援事業所シルバーケア佐賀
15	シオンの園ケアマネジメントサービスさが
16	神野診療所ケアマネージメントサービス
17	在宅サポートセンター・オークス
18	介護サービスセンターうえむら
19	居宅介護支援事業所春庵
20	医療法人信愛整形外科医院指定居宅介護支援事業所すこやか
21	百武整形外科病院居宅介護支援事業所
22	ケアマネジメント ケアポートセイジュ
23	ライフエイド ケアマネジメントサービス
24	ロザリオの園在宅介護支援サービス事業所
25	居宅介護支援事業所 南佐賀
26	きりん居宅介護支援事業所
27	介護支援サービスセンター エバーグリーン
28	居宅介護支援事業所 青空

2. 佐賀市城南地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 つぼみ会

1	居宅介護支援事業所アイケア佐賀
2	かほるケアサービス
3	居宅介護支援事業所スマイル
4	つぼみ荘老人介護支援相談所
5	ナイスランド北方 ケアマネジメントサービス杏の樹
6	居宅介護支援ながせ
7	ケアサポートみずがえ
8	居宅介護支援事業所ケアビレッジ夢咲
9	居宅介護支援事業所紀水苑
10	シオンの園ケアマネジメントサービスさが
11	神野診療所ケアマネジメントサービス
12	居宅介護支援事業所 鳳寿苑
13	介護サービスセンター うえむら
14	医療法人純伸会 居宅介護支援センターきはら
15	居宅介護支援事業所 南佐賀
16	居宅介護支援事業所 ふくろ

3. 佐賀市昭栄地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 扇寿会

1	ケアマネジメント花みずき
2	居宅介護支援事業所花みずき
3	NPOたすけあい佐賀ケアプランサービス
4	居宅介護支援事業所暖々
5	かほるケアサービス
6	居宅介護支援事業所とんぼの里
7	セントケア九州 セントケア佐賀
8	ナイスランド北方 ケアマネジメントサービス杏の樹
9	ニチイケアセンターさが
10	ニチイケアセンター久保田
11	ニチイケアセンター佐賀みなみ
12	居宅介護支援ながせ
13	ケアサポートみずがえ
14	居宅介護支援事業所紀水苑
15	居宅介護支援センターなんてん
16	居宅介護支援事業所シルバーケア佐賀
17	シオンの園ケアマネジメントサービスさが
18	神野診療所ケアマネージメントサービス
19	居宅介護支援事業所翠晃
20	医療法人信愛整形外科医院指定居宅介護支援事業所すこやか
21	百武整形外科病院 居宅介護支援事業所
22	ケアマネジメント ケアポートセイジュ
23	ロザリオの園在宅介護支援サービス事業所
24	扇寿荘居宅介護支援センター
25	独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院附属居宅介護支援センター
26	居宅介護支援事業所南佐賀
27	きりん居宅介護支援事業所
28	介護支援サービスセンターエバーグリーン
29	居宅介護支援事業所リンクス
30	南嶋荘居宅介護支援事業所
31	ケアマネジメントサービス桂寿苑

4. 佐賀市城東地域包括支援センター

設置者：医療法人 春陽会

1	居宅介護支援事業所花みずき
2	居宅介護支援事業所スマイル
3	セントケア九州 セントケア佐賀
4	セントケア佐賀
5	ケアサポートみずがえ
6	居宅介護支援事業所ケアビレッジ夢咲
7	居宅介護支援事業所紀水苑
8	居宅介護支援センターなんてん
9	神野診療所ケアマネジメントサービス
10	在宅サポートセンター・オックス
11	指定居宅介護支援事業所 ウェルネス開成
12	介護サービスセンター うえむら
13	居宅介護支援事業所 春庵
14	医療法人信愛整形外科医院指定居宅介護支援事業所すこやか
15	居宅介護支援事業所ウェルネス開成
16	百武整形外科病院 居宅介護支援事業所
17	独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院附属居宅介護支援センター
18	居宅介護支援事業所 南佐賀
19	きりん居宅介護支援事業所
20	桜十字福岡病院ケアプランサービス
21	福祉ネットサービス 居宅介護支援事業所リンクス
22	ケアマネジメントサービス桂寿苑

5. 佐賀市城西地域包括支援センター

設置者：社団法人 独立行政法人地域医療機能推進機構

1	ケアマネジメント花みずき
2	居宅介護支援事業所花みずき
3	NPOたすけあい佐賀ケアプランサービス
4	かほるケアサービス
5	居宅介護支援事業所とんぼの里
6	ケアパートナー佐賀居宅介護支援事業所
7	ナイスランド北方 ケアマネジメントサービス杏の樹
8	ケアサポートみずがえ
9	居宅介護支援事業所紀水苑
10	神野診療所ケアマネージメントサービス
11	医療法人信愛整形外科医院指定居宅介護支援事業所すこやか
12	百武整形外科病院 居宅介護支援事業所
13	独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院附属介護老人保健施設
14	独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院附属居宅介護支援センター
15	居宅介護支援事業所南佐賀
16	介護支援サービスセンターエバーグリーン
17	福祉ネットサービス 居宅介護支援事業所リンクス
18	ケアマネジメントサービス桂寿苑

6. 佐賀市城北地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 晴寿会

1	居宅介護支援事業所ありんこ
2	ケアサポートみずがえ
3	居宅介護支援事業所ケアビレッジ夢咲
4	橋野医院 居宅介護支援事業所
5	居宅介護支援事業所シルバーケア佐賀
6	神野診療所ケアマネジメントサービス
7	在宅サポートセンター・オークス
8	居宅介護支援事業所春庵
9	医療法人信愛整形外科医院指定居宅介護支援事業所すこやか
10	徐福の里居宅介護支援事業所
11	ケアマネジメント ケアポートセイジュ
12	ライフエイドケアマネジメントサービス
13	しょうぶ苑居宅介護支援センター
14	きりん居宅介護支援事業所
15	居宅介護支援事業所青空
16	ケアプランふくふく
17	ケアマネジメントサービス桂寿苑

7. 佐賀市金泉地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 凌友会

1	居宅介護支援事業所ありんこ
2	医療法人ケアセンターANZU（あんず）
3	ケアマネジメントふじ
4	居宅介護支援事業所シルバーケア佐賀
5	神野診療所ケアマネージメントサービス
6	かんざき清流苑
7	在宅サポートセンター・オークス
8	介護サービスセンターうえむら
9	百武整形外科病院 居宅介護支援事業所
10	ライフエイドケアマネジメントサービス
11	しょうぶ苑居宅介護支援センター
12	居宅介護支援事業所 南佐賀
13	きりん居宅介護支援事業所
14	介護支援サービスセンターエバーグリーン
15	居宅介護支援しまうち
16	ケアプランふくふく
17	ケアマネジメントサービス桂寿苑

8. 佐賀市鍋島地域包括支援センター

設置者：医療法人 清友会

1	ケアマネジメント花みずき
2	NPOたすけあい佐賀ケアプランサービス
3	居宅介護支援事業所とんぼの里
4	居宅介護支援事業所ありんこ
5	ケアプランセンターやえみぞ
6	居宅介護支援事業所 スマイル
7	セントケア九州 セントケア佐賀
8	ニチイケアセンターさが
9	ニチイケアセンター吉野ヶ里
10	ニチイケアセンター佐賀みなみ
11	ケアセンターきぼう
12	居宅介護支援ながせ
13	ケアサポートみずがえ
14	居宅介護支援事業所おそえがわ
15	橋野医院居宅介護支援事業所
16	居宅介護支援センターなんてん
17	居宅介護支援事業所シルバーケア佐賀
18	シオンの園ケアマネジメントサービス
19	神野診療所ケアマネージメントサービス
20	佐賀市社会福祉協議会居宅介護支援佐賀事業所
21	在宅サポートセンター・オークス
22	なゆたの森ケアマネジメントサービス
23	居宅介護支援事業所春庵
24	わかば
25	居宅介護支援事業所ウェルネス開成
26	ケアマネジメント ケアポートセイジュ
27	ライフエイドケアマネジメントサービス
28	ロザリオの園 在宅介護支援サービス事業所
29	扇寿荘 居宅介護支援センター
30	しょうぶ苑 居宅介護支援センター
31	居宅介護支援事業所 南佐賀
32	きりん居宅介護支援事業所
33	介護支援サービスセンターエバーグリーン

34	居宅介護支援事業所 ふぁみりい里
35	居宅介護支援事業所青空
36	ケアプランふくふく
37	ケアマネジメントサービス桂寿苑
38	まごころ居宅介護支援事業所

9. 佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター

設置者：（代表法人）社会福祉法人 福壽会

1	メイプルハウス居宅介護支援センター
2	徐福の里居宅介護支援事業所

10. 佐賀市大和地域包括支援センター

設置者：（代表法人）社会福祉法人 佐賀キリスト教事業団

1	ケアマネジメント花みずき
2	居宅介護支援事業所花みずき
3	ケアサービスゆうゆう
4	ケアマネジメントふじ
5	居宅介護支援事業所シルバーケア佐賀
6	シオンの園ケアマネジメントサービス
7	居宅介護支援事業所翠晃
8	ロザリオの園在宅介護支援サービス事業所
9	しょうぶ苑居宅介護支援センター
10	花のみねケアプランサービス

11. 佐賀市富土地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 健寿会

1	ケアマネジメントふじ
---	------------

12. 佐賀市三瀬地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 敬愛会

1	シルバーケア三瀬居宅介護支援事業所
---	-------------------

1 3. 佐賀市川副地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 こもれび会

1	ケアパートナー佐賀居宅介護支援事業所
2	居宅介護支援センターけやき荘
3	レインボー川副居宅介護支援センター
4	ケアサポートみずがえ
5	居宅介護支援事業所紀水苑
6	居宅介護支援事業所シルバーケア佐賀
7	メイプルハウス居宅介護支援センター
8	佐賀市社会福祉協議会居宅介護支援南部事業所
9	徐福の里居宅介護支援事業所
10	居宅介護支援事業所南佐賀
11	居宅介護支援事業所リンクス

1 4. 佐賀市東与賀地域包括支援センター

設置者：株式会社 ライフコンプリート

	11月請求実績は直接のみ
--	--------------

15. 佐賀市久保田地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 平成会

1	ケアマネジメント花みずき
2	居宅介護支援事業所花みずき
3	NPOたすけあい佐賀ケアプランサービス
4	ツクイ若松高須
5	ニチイケアセンター久保田
6	ケアサポートみずがえ
7	居宅介護支援センターなんてん
8	南鷗荘居宅介護支援事業所

【多久市】

16. 多久市地域包括支援センター

設置者：多久市

1	ホーム西溪ケアマネジメントサービス
2	かほるケアサービス
3	医療法人ひらまつ病院居宅介護支援事業所
4	ケアプランサービスからっと
5	居宅介護支援センター多久いこいの里
6	剛友会居宅介護支援サービス
7	神野診療所ケアマネジメントサービス
8	ケアプランサービスライフ
9	けいこう園居宅介護支援事業所
10	社会福祉法人多久市社会福祉協議会
11	天寿荘居宅介護支援サービス
12	明星苑 居宅介護支援センター

【小城市】

17. 小城市小城北部地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 清水福祉会

1	セントケア九州 セントケア佐賀
2	医療法人ひらまつ病院居宅介護支援事業所
3	ぽっかぽかハートケア武雄
4	共生の里居宅介護支援事業所
5	居宅介護支援事業所シルバーケア佐賀
6	居宅介護支援センター多久いこいの里
7	シオンの園ケアマネジメントサービス
8	居宅介護支援事業所鳳寿苑
9	居宅介護支援事業所寿楽園
10	医療法人信愛整形外科医院指定居宅介護支援事業所すこやか
11	わかば
12	けいこう園居宅介護支援事業所
13	蛍水荘居宅介護支援事業所
14	清水園居宅介護支援事業所
15	南鳴荘居宅介護支援事業所
16	「あしはらの園」介護保険相談室

18. 小城市小城南部地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 小城市社会福祉協議会

1	ユニマツトリタイアメントコミュニティさがケアセンターそよ風
2	栄寿会 古賀小児科内科病院
3	居宅介護支援ながせ
4	居宅介護支援事業所あおぞら

【神崎市】

19. 神崎市地域包括支援センター

設置者：神崎市

1	居宅介護支援事業所ありんこ
2	セントケア佐賀
3	ニチイケアセンターさが
4	ひらまつふれあいクリニック居宅介護支援事業所
5	うぶすな居宅介護サービス
6	神崎病院指定居宅介護支援事業所
7	佐賀整肢学園 かんざき清流苑
8	介護サービスセンターうえむら
9	居宅介護支援事業所翠晃
10	居宅介護支援事業所なごみ
11	ケアプランセンター宝満
12	居宅介護支援センターおおしま

20. 神崎市北部地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 守屋福社会

1	昌普久苑居宅介護支援事業所
---	---------------

21. 神崎市南部地域包括支援センター

設置者：社会福祉法人 真栄会

	11月請求実績は直接のみ
--	--------------

【吉野ヶ里町】

22. 吉野ヶ里町地域包括支援センター

設置者：吉野ヶ里町

1	J A さが いなほの郷居宅介護支援事業所
2	ケアマネジメント花みずき
3	ケア・マネジメントサービス 野菊の里
4	居宅介護支援事業所ありんこ
5	セントケア九州 セントケア佐賀
6	ニチイケアセンター吉野ヶ里
7	ひらまつふれあいクリニック居宅介護支援事業所
8	ケアセンターゆうあい
9	ユニマツリタイヤメントコミュニティさがケアセンターそよ風
10	さざんか園居宅介護支援事業所
11	うぶすな居宅介護サービス
12	神埼病院指定居宅介護支援事業所
13	佐賀整肢学園 かんざき清流苑
14	居宅介護支援事業所翠晃
15	居宅介護支援事業所なごみ
16	居宅介護支援事業所めたばる
17	居宅介護支援事業所南佐賀
18	きりん居宅介護支援事業所
19	居宅介護支援センターおおしま

(参考) 指定介護予防支援の請求件数 (平成28年11月請求分)

包括名		直接	委託	11月請求 件数合計
1	佐賀市地域包括支援センター	207	59	266
2	佐賀市城南地域包括支援センター	237	32	269
3	佐賀市昭栄地域包括支援センター	259	97	356
4	佐賀市城東地域包括支援センター	296	53	349
5	佐賀市城西地域包括支援センター	145	97	242
6	佐賀市城北地域包括支援センター	273	34	307
7	佐賀市金泉地域包括支援センター	90	62	152
8	佐賀市鍋島地域包括支援センター	76	123	199
9	佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター	182	5	187
10	佐賀市大和地域包括支援センター	184	85	269
11	佐賀市富士地域包括支援センター	58	9	67
12	佐賀市三瀬地域包括支援センター	10	4	14
13	佐賀市川副地域包括支援センター	175	86	261
14	佐賀市東与賀地域包括支援センター	113	0	113
15	佐賀市久保田地域包括支援センター	77	28	105
16	多久市地域包括支援センター	167	116	283
17	小城市小城北部地域包括支援センター	254	76	330
18	小城市小城南地域包括支援センター	196	4	200
19	神崎市地域包括支援センター	190	51	241
20	神崎市北部地域包括支援センター	28	6	34
21	神崎市南部地域包括支援センター	168	0	168
22	吉野ヶ里町地域包括支援センター	50	108	158
合計		3,435	1,135	4,570

2 平成28年度運営方針との対照表

平成28年度	平成29年度（案）
<p data-bbox="215 389 762 472">『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針</p> <p data-bbox="215 533 480 566">I 方針策定の趣旨</p> <p data-bbox="236 580 762 1043">この「地域包括支援センターにおける包括的支援事業運営方針」は、佐賀中部広域連合（以下「広域連合」という。）が地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置者に対し包括的支援事業（以下「事業」という。）を委託するにあたり、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、実施・運営上の基本的考え、<u>業務</u>推進の指針等を示すものである。</p> <p data-bbox="215 1104 572 1137">II 運営上の基本的な方針</p> <p data-bbox="215 1151 727 1184">1 地域包括ケアシステムの構築方針</p> <p data-bbox="236 1198 762 1518">広域連合は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指す。</p> <p data-bbox="236 1532 762 1899">センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、地域ケア会議等を通じて担当圏域の地域特性や課題を的確に把握し、高齢者にとって最も身近な相談窓口として、また地域におけるネットワーク等の連携拠点として、更にその役割や機能が果たせるよう努める。</p> <p data-bbox="215 1960 461 1993">（記載場所を移動）</p>	<p data-bbox="805 389 1353 472">『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針</p> <p data-bbox="805 533 1070 566">I 方針策定の趣旨</p> <p data-bbox="826 580 1353 1043">この「地域包括支援センターにおける包括的支援事業運営方針」は、佐賀中部広域連合（以下「広域連合」という。）が地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置者に対し包括的支援事業（以下「事業」という。）を委託するにあたり、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、実施・運営上の基本的考え、<u>事業</u>推進の指針等を示すものである。</p> <p data-bbox="805 1104 1163 1137">II 運営上の基本的な方針</p> <p data-bbox="805 1151 1318 1184">1 地域包括ケアシステムの構築方針</p> <p data-bbox="826 1198 1353 1518">広域連合は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指す。</p> <p data-bbox="826 1532 1353 1899">センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、地域ケア会議等を通じて担当圏域の地域特性や課題を的確に把握し、高齢者にとって最も身近な相談窓口として、また地域におけるネットワーク等の連携拠点として、更にその役割や機能が果たせるよう努める。</p> <p data-bbox="805 1960 1353 2042">2 区域ごとのニーズに応じて重点的に 行うべき業務の方針</p>

	<p>(1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた事業運営を行う。</p> <p>(2) 地域のネットワーク会議等を通じて、地域の住民や関係団体等の意見や、地域が抱える課題を把握し日々の活動に反映させるとともに、解決に向けて積極的に取り組む。</p>
<p>(集約して項目立て)</p>	<p>3 ネットワーク構築の方針</p> <p><u>事業を効果的に実施するため、地域の保健・福祉・医療の専門職種やサービス提供機関、ボランティア、民生委員等の関係者と幅広く連携し、多職種による地域包括支援ネットワークを構築する。</u></p> <p><u>また、地域のネットワーク会議等を通じて、地域の住民や関係団体等の意見や、地域が抱える課題を把握し日々の活動に反映させるとともに、解決に向けて積極的に取り組む。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 第1号介護予防支援事業の実施方針</p> <p><u>(1) 第1号介護予防支援事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。</u></p> <p><u>(2) 第1号介護予防支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに一般介護予防事業等を活用した地域における介護予防事業、当該目標を踏まえ、多様な事業者等から、統合的かつ効率的に提供される</u></p>

域連合が主催する会議と3段階の骨組みにより、地域ケア会議を段階的に推進する。

レベル(主催)	会議名	目的	会議の機能				
			A	B	C	D	E
①	センター おたっしや本舗 地域ケア会議	個別ケースの 支援内容の検 討等	○	○	○	-	-
②	広域連合 地域ケア 連絡会議 連合⇄センター 市町⇄センター	センター同士 の意見交換、成 功要因の共有、 各生活圏域に おける地域課 題の集約	-	-	○	-	-
③	市町 地域ケア 推進会議	地域課題(市町 レベル)の解決 に向けた検討	-	-	-	○	○
④	広域連合 地域ケア 推進会議	地域課題(広域 レベル)の解決 に向けた検討	-	-	-	○	○

A 個別課題解決 B ネットワーク構築 C 地域課題の発見 D 地域づくり・資源開発 E 政策形成

(2) センターは、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題の発見機能の3つの機能を有する「おたっしや本舗地域ケア会議」を主催する。

(3) 「おたっしや本舗地域ケア会議」では、個別のケースの支援内容の検討を通じて、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長等地域の多様な関係者が協働し、地域の支援ネットワークの構築や、多職種による第三者的視点に基づく介護支援専門員のマネジメント支援を実施する。

(4) 「おたっしや本舗地域ケア会議」を通じて発見された担当圏域の地域特性や地域課題を広域連合及び市町と共有し、連携強化を図る。

(Ⅱの8に移動)

2 公正性及び中立性確保のための方針

(1) センターは、介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(2) センターの運営費用は、住民の負担する介護保険料や、国・県・市町の公費によって賄われていることを

<p>十分に理解し、介護予防支援業務においても、特定の事業所等に不当に偏らない事業運営を行うなど、適切な事業運営を行う。</p> <p>(3) 圏域全体のセンターの運営方針を協議するために広域連合が設置する「介護保険運営協議会」と、市町の地域の実情に合わせた運営実施を協議するため市町がそれぞれ設置する「地域包括支援センター運営委員会」がそれぞれの役割を担い、センターの公正・中立性及び円滑かつ適正な運営を行う。</p> <p>3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針</p> <p>(1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた事業運営を行う。</p> <p>(2) 地域のネットワーク会議等を通じて、地域の住民や関係団体等の意見や、地域が抱える課題を把握し日々の活動に反映させるとともに、解決に向けて積極的に取り組む。</p> <p>4 広域連合及び市町との連携</p> <p>(1) センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けて、広域連合及び市町と密接に連携し適切な事業運営を行う。</p> <p>(2) 市町以外の法人が設置するセンター（以下「法人設置センター」という。）を設置する市町は、法人設置センターの後方支援や統括的機能を持つ市町が設置するセンターや市町の高齢福祉担当部署を基幹とした連携体制を維持し、行政と法人設置セ</p>	<p>(Ⅱの2に移動)</p> <p>7 広域連合及び市町との連携方針</p> <p>(1) センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けて、広域連合及び市町と密接に連携し適切な事業運営を行う。</p> <p>(2) 市町以外の法人が設置するセンター（以下「法人設置センター」という。）を設置する市町は、法人設置センターの後方支援や統括的機能を持つ市町が設置するセンターや市町の高齢福祉担当部署を基幹とした連携体制を維持し、行政と法人設置セ</p>
--	---

<p>ンターの一体性や連携の確保に努める。</p> <p>(3) 法人設置センターは、市町のまちづくり施策と一体となって、市町が事業推進のための指導、監督、支援等責任を持って関わっていくことに対し市町と十分な連携、協力等を行う。</p> <p>(記載場所を移動)</p> <p>Ⅲ 運営体制</p> <p>1 センターの担当圏域</p> <p>担当圏域については、人口規模・地理的条件を勘案し、福祉行政の整合性にも配慮したうえで、圏域を22か所に区分しており、指定介護予防支援事業所としての介護予防支援担当圏域については、センター担当圏域と同範囲</p>	<p>ンターの一体性や連携の確保に努める。</p> <p>(3) 法人設置センターは、市町のまちづくり施策と一体となって、市町が事業推進のための指導、監督、支援等責任を持って関わっていくことに対し市町と十分な連携、協力等を行う。</p> <p>8 公正性及び中立性確保のための方針</p> <p>(1) センターは、介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。</p> <p>(2) センターの運営費用は、住民の負担する介護保険料や、国・県・市町の公費によって賄われていることを十分に理解し、<u>指定介護予防支援事業又は第1号介護予防支援事業</u>においても、特定の事業所等に不当に偏らない事業運営を行うなど、適切な事業運営を行う。</p> <p>(3) 圏域全体のセンターの運営方針を協議するために広域連合が設置する「介護保険運営協議会」と、市町の地域の実情に合わせた運営実施を協議するため市町がそれぞれ設置する「地域包括支援センター運営委員会」がそれぞれの役割を担い、センターの公正・中立性及び円滑かつ適正な運営を行う。</p> <p>Ⅲ 運営体制</p> <p>1 センターの担当圏域</p> <p>担当圏域については、人口規模・地理的条件を勘案し、福祉行政の整合性にも配慮したうえで、圏域を22か所に区分しており、指定介護予防支援事業所としての介護予防支援担当圏域については、センター担当圏域と同範囲</p>
---	---

とする。

2 センターの職務

- (1) センターの業務は、地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に取り組むこと。
- (2) センターは、業務の遂行にあたり本運営方針を理解し、その達成状況について評価を行う。
- (3) センターは、地域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し、目標達成に向けて事業運営に努めるとともに、各年度の目標に対する事業の評価により課題を見出し、次年度に向けて課題解決の方法を検討する。

3 職員の姿勢

- (1) センターの実務に従事している保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（以下「三職種」という。）で常勤・専従職員のうち1名を、センターの代表者（指定介護予防支援事業所の管理者と同一が望ましい）とし、広域連合及び市町との連絡・報告を密に行う。
- (2) センター長またはセンター代表者は、各職員及びセンター全体の業務を把握し、一部の業務や、一部の職員に業務が集中することのないよう業務管理に努める。
- (3) センター職員は、公正・中立な立場であることを共通認識として持ち、センターの設置目的と基本的機能を理解した上で、業務を遂行する。

とする。

2 センターの職務

- (1) センターの業務は、地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に取り組むこと。
- (2) センターは、業務の遂行にあたり本運営方針を理解し、その達成状況について評価を行う。
- (3) センターは、地域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し、目標達成に向けて事業運営に努めるとともに、各年度の目標に対する事業の評価により課題を見出し、次年度に向けて課題解決の方法を検討する。

3 職員の姿勢

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者（以下「管理者」という。）は、センターにおける事業及び指定介護予防支援事業の実施状況を把握し、広域連合及び市町との連携・報告を密にし、その管理を一元的に行う。
- (2) センター長または管理者は、センターの事業に従事している職員、指定介護予防支援事業所の職員、その他の従事者（以下「センター職員」という。）及びセンター全体の業務を把握し、一部の業務や、一部の職員に業務が集中することのないよう業務管理に努める。
- (3) センター職員は、公正・中立な立場であることを共通認識として持ち、センターの設置目的と基本的機能を理解した上で、業務を遂行する。

<p>(4) センター職員は、情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行する。</p> <p>(5) センター職員は、地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。</p> <p>4 職員の資質の向上</p> <p>(1) 専門性の維持向上を目的に、研修会に参加するなどの取り組みを積極的に行う。</p> <p>(2) 職員の専門性の向上のため、研修に参加できるよう業務分担等について配慮し、一部の職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有するために、受講報告・伝達の工夫等が行えるよう体制を整える。</p> <p>5 個人情報の保護</p> <p>センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期することが求められる。センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないよう個人情報の保護に留意し、情報管理等を適切に行う。</p> <p>6 書類の整備</p> <p>相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。</p> <p>7 緊急時の体制</p> <p>センターの開設時間外においても、</p>	<p>(4) センター職員は、情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行する。</p> <p>(5) センター職員は、地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。</p> <p>4 職員の資質の向上</p> <p>(1) 専門性の維持向上を目的に、研修会に参加するなどの取り組みを積極的に行う。</p> <p>(2) <u>センター</u>職員の専門性の向上のため、研修に参加できるよう業務分担等について配慮し、一部の職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有するために、受講報告・伝達の工夫等が行えるよう体制を整える。</p> <p>5 個人情報の保護</p> <p>センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期することが求められる。センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないよう個人情報の保護に留意し、情報管理等を適切に行う。</p> <p>6 書類の整備</p> <p>相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。</p> <p>7 緊急時の体制</p> <p>センターの開設時間外において</p>
--	---

緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網等を整備する。

8 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて、速やかに広域連合及び市町に報告する。

IV 業務の実施方針

1 総合相談支援業務

(1) 支援における前提

- ・センターの業務を適切に実施していくため、またセンター業務への理解と協力を得るために、地域住民及び関係者へ積極的な広報に努める。
- ・高齢者及び家族、その他関係機関等からの相談は、すべての業務の入り口となるため、目的や意義を認識し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローする。

(2) 地域におけるネットワークの構築

- ・多職種・多機関が連携することにより、支援の客観性や専門性を高めることが可能となる。これら、ネットワーク構築の利点や重要性について地域における様々な関係者に働きかけを行う。
- ・サービス提供機関や専門相談機関、ボランティア、NPO法人などのインフォーマルサービス等、活用可能な機関・団体等の社会資源の把握を行うと共に、既存及び新たに構築したネットワークについて三職種で共有し、ネットワークが相互に連携し、継続できるよう意識した活動に取り組む。

も、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網等を整備する。

8 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて、速やかに広域連合及び市町に報告する。

IV 業務の実施方針

1 総合相談支援業務

(1) 支援における前提

- ・センターの業務を適切に実施していくため、またセンター業務への理解と協力を得るために、地域住民及び関係者へ積極的な広報に努める。
- ・高齢者及び家族、その他関係機関等からの相談は、すべての業務の入り口となるため、目的や意義を認識し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローする。

(2) 地域におけるネットワークの構築

- ・多職種・多機関が連携することにより、支援の客観性や専門性を高めることが可能となる。これら、ネットワーク構築の利点や重要性について地域における様々な関係者に働きかけを行う。
- ・サービス提供機関や専門相談機関、ボランティア、NPO法人などのインフォーマルサービス等、活用可能な機関・団体等の社会資源の把握を行うと共に、既存及び新たに構築したネットワークについてセンター職員で共有し、ネットワークが相互に連携し、継続できるよう意識した活動に取り組む。

<p>(3) 実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。 ・地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。 <p>(4) 総合相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題を明確にした上で初期対応を適切に行い、支援を継続する。特に関係機関からの相談に対しては対応後の報告を速やかに行い、信頼関係構築に努める。 ・相談記録を速やかに作成し、緊急時には、担当者が不在であっても対応できる体制を整える。 <p>(5) 困難事例への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難事例（重層的課題がある・支援拒否・既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が関係機関と連携して対応策を検討し、適切な対応を行う。 	<p>(3) 実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。 ・地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。 <p>(4) 総合相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題を明確にした上で初期対応を適切に行い、支援を継続する。特に関係機関からの相談に対しては対応後の報告を速やかに行い、信頼関係構築に努める。 ・相談記録を速やかに作成し、緊急時には、担当者が不在であっても対応できる体制を整える。 <p>(5) 困難事例への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難事例（重層的課題がある・支援拒否・既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が関係機関と連携して対応策を検討し、適切な対応を行う。
<p>2 権利擁護業務</p> <p>(1) 権利擁護に関する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）について、高齢者に関わる関係機関・地域団体や住民等が理解を深め、防止するための啓発を行う。 <p>(2) 成年後見制度の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症などにより判断能力の低下が見られる支援が必要な高齢者に対して、適切な介護サービスの利用や、金銭的管理、法律的行為な 	<p>2 権利擁護業務</p> <p>(1) 権利擁護に関する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）について、高齢者に関わる関係機関・地域団体や住民等が理解を深め、防止するための啓発を行う。 <p>(2) 成年後見制度の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症などにより判断能力の低下が見られる支援が必要な高齢者に対して、適切な介護サービスの利用や、金銭的管理、法律的行為な

<p>どの支援のため、成年後見制度の活用が必要かどうかを判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。なお、申立て可能な親族がない場合等は市町担当課に報告し、市町申立てへつなげる。 <p>(3) 高齢者虐待への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組む。 ・通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び各市町の「高齢者虐待マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市町担当課と連携を図り、適切な対応を行う。 <p>(4) 消費者被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターや警察等の他機関と連携して対応できる体制を整備する。 ・地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。 <p>3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。 	<p>どの支援のため、成年後見制度の活用が必要かどうかを判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。なお、申立て可能な親族がない場合等は市町担当課に報告し、市町申立てへつなげる。 <p>(3) 高齢者虐待への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組む。 ・通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び各市町の「高齢者虐待マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市町担当課と連携を図り、適切な対応を行う。 <p>(4) 消費者被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターや警察等の他機関と連携して対応できる体制を整備する。 ・地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。 <p>3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。 <p>(2) 介護支援専門員に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の日常的業務や支援困難事例に関し、専門的な見地から支援方針を検討し、指導助言や相談等の対応を行い、業務の円滑な実施を支援する。 ・地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を図る。 ・介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、事例検討会、研修会等、相互の情報を共有できる取り組みを行い、課題解決能力を高める支援に努める。 <p>なお、開催にあたっては、地域の介護支援専門員との協働で企画する等、主体的に参加できるよう取り組みを行う。</p> <p>4 介護予防ケアマネジメント業務</p> <p>(1) 二次予防事業対象者の実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次予防事業対象者（元気づくり高齢者）は、高い確率で、将来、介護が必要となる可能性の高い高齢者である。市町との連携及びセンター業務に係るさまざまな機会を捉えて、高齢者の実態把握に努める。 <p>(2) 介護予防ケアマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気づくり高齢者に対しては、介護予防の必要性の説明を行い二次予防事業への参加を促すこととなるが、介護予防ケアマネジメントは二次予防事業への参加を支援す 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。 <p>(2) 介護支援専門員に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の日常的業務や支援困難事例に関し、専門的な見地から支援方針を検討し、指導助言や相談等の対応を行い、業務の円滑な実施を支援する。 ・地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を図る。 ・介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、事例検討会、研修会等、相互の情報を共有できる取り組みを行い、課題解決能力を高める支援に努める。 <p>なお、開催にあたっては、地域の介護支援専門員との協働で企画する等、主体的に参加できるよう取り組みを行う。</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p>ることのみではないため、対象者の状況に応じて支援の方法を検討し、その他必要な支援やサービスを提供する等、介護予防の継続的支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本とし、本人のできることを共に発見し、主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。 ・ 目標の達成状況や、適切性、新たな介護予防ニーズの有無についてモニタリングを行い、対象者に必要な支援を判断し、必要に応じたフォローアップを行う。 ・ 地域において継続した介護予防が行えるよう、動機付けや活動の支援を行う。 <p>5 認知症高齢者及び家族への支援</p> <p>(1) 認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関・その他関係機関との連携・協力体制を構築し、早期対応に向けた支援に努める。</p> <p>(2) 認知症高齢者やその家族を支えるために、認知症疾患医療センターや市町が設置する相談員等を含めた関係機関と連携を取り、継続的な支援を行う。</p> <p>(3) 市町が育成を支援する「認知症サポーター養成講座」等を活用し、地域住民や関係機関等が認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発に努めるとともに、地域住民や関係機関等と連携し、地域において認知症高齢者やその家族を支</p>	<p>(IVの4に移動)</p>
---	------------------

え・見守る体制づくりの構築を図る。

6 地域ケア会議の開催

(1) 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備が同時に図られるため、地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの実現に向けた重要な手法としての活用が期待されており、広域連合ではセンターが主催する地域ケア会議、市町が主催する会議、広域連合が主催する会議と3段階の骨組みにより、地域ケア会議を段階的に推進する。

レベル(主催)	会議名	目的	会議の機能				
			A	B	C	D	E
①	センター おたっしや本舗 地域ケア会議	個別ケースの 支援内容の検 討等	○	○	○	-	-
②	広域連合 地域ケア 連絡会議	センター同士 の意見交換、成 功要因の共有、 各生活圏域に おける地域課 題の集約	-	-	○	-	-
	市町 市町⇄センター		-	-	○	-	-
③	市町 地域ケア 推進会議	地域課題(市町 レベル)の解決 に向けた検討	-	-	-	○	○
④	広域連合 地域ケア 推進会議	地域課題(広域 レベル)の解決 に向けた検討	-	-	-	○	○

A 個別課題解決 B ネットワーク構築 C 地域課題の発見 D 地域づくり・資源開発 E 政策形成

(2) センターは、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題の発見機能の3つの機能を有する「おたっしや本舗地域ケア会議」を主催する。

(3) 「おたっしや本舗地域ケア会議」では、個別のケースの支援内容の検討を通じて、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長等地域の多様な関係者が協働し、地域の支援ネットワークの構築や、多職種による第三者的視点に基づく介護支援専門員のマネジメント支援を実施する。

(4) 「おたっしや本舗地域ケア会議」を通じて発見された担当圏域の地域

(Ⅱの6に移動)

特性や地域課題を広域連合及び市町と共有し、連携強化を図る。

7 指定介護予防支援業務

(1) 支援における視点

高齢者の生きがいや自己実現のため、「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援」を基本とし、利用者の主体性や意欲が高まるような働きかけに努め、利用者の能力を阻害する不適切なサービス提供とならないことに視点を置いた支援を行う。

(2) 専門的な支援

- ・介護予防支援業務は、原則として介護予防支援担当職員の業務とする。
 - ・ただし、センターの三職種の職員は、センターが本来行うべき包括的支援業務に支障のない範囲で、主に包括的支援業務に関連のある対象者について従事することができる。
- センター職員が協働しながら支援を行うことは当然であるが、三職種が従事する支援内容については、各職種の専門的知識及び技術を活かすため、以下の対象者を中心としながら支援を行う。

職種	対象者
保健師	保健指導に関する知識・経験を活かすことが必要な、主に二次予防事業対象者から移行した対象者
社会福祉士	福祉に関する多様な知識を活かすことが必要な、主に権利擁護など関係者との連携及び調整等が必要な対象者
主任介護支援	介護支援専門員の業務についての十分な知識・経験を活用

(削除)

<p>専門員</p>	<p>し、同センター職員との連携及び多方面の機関との連携が必要な対象者</p>	<p>4 その他</p> <p><u>(1) 生活支援体制整備事業の連携方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターは生活支援コーディネーターを配置し、広域連合及び市町と連携しながら、生活支援コーディネーターを中心に担当圏域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。 ・法人設置センターに配置される生活支援コーディネーターは事業推進のために市町の設置する第1層協議体及び第1層生活支援コーディネーターと一体になって適切な事業運営を行う。 <p><u>(2) 認知症総合支援事業の連携方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターは認知症地域支援推進員を配置し、広域連合及び市町と連携しながら、認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。 ・法人設置センターに配置される認知症地域支援推進員は事業推進のため市町の認知症施策と一体となって適切な事業運営を行う。 <p><u>(3) 運営受託法人の役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営受託法人は、センターが公正・中立な立場で業務が遂行できるよう支援する。 <p>支援にあたっては、センター長ま</p>
<p>8 その他 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 運営受託法人の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営受託法人は、センターが公正・中立な立場で業務が遂行できるよう支援する。 		

<p>支援にあたっては、センター代表者から運営状況や職員の業務内容についての報告・相談を受け、適切に対応する。</p> <p>(2) 変更届出書の提出</p> <p>介護保険法第140条の65第1項第2号から第11号までに掲げる内容に変更がある場合、変更日から10日以内に変更届出書を提出する。</p>	<p>または管理者から運営状況や職員の業務内容についての報告・相談を受け、適切に対応する。</p> <p>(4) 変更届出書の提出</p> <p>介護保険法施行規則第140条の65第1項第2号から第11号までに掲げる内容に変更がある場合、変更日から10日以内に変更届出書を提出する。</p>
---	---